

「新環境ガイドラインに基づく異議申立手続要綱案」及び「環境担当審査役
(仮称)設置要綱案」に対するパブリックコメントの募集結果について

- 国際協力銀行では、平成 15 年 10 月より実施予定の新環境ガイドラインに基づく異議申立手続に関する「異議申立手続要綱案」及び「環境担当審査役(仮称)設置要綱案」(以下「異議申立手続要綱案等」という。)について、平成 15 年 2 月 20 日から 3 月 16 日までの間、皆様からの意見を募集いたしました。ご協力誠にありがとうございました。
- 頂いた意見の概要及びご意見に対する国際協力銀行の考え方を以下のとおりとまとめましたので公表致します。
- 今後、国際協力銀行と致しましては、今般頂いたご意見を踏まえつつ、異議申立手続要綱案等を策定したいと考えております。

=====

1. ご意見受付数

合計 8

(内訳) 団体 5

個人 3

2. ご意見の概要、及びそれに対する国際協力銀行の考え方

[別紙](#)参照。

< 本件に関する問い合わせ先 >

電子メール・アドレス kankyo-pc@jbic.go.jp

国際協力銀行 新環境ガイドラインに基づく異議申立手続係 宛